鹿児島県介護事業所内保育所運営費補助事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、介護職員の離職防止及び再就業を促進するとともに、病児等保育を行うため、 予算の定めるところにより法人等に対して予算の範囲内おいて補助金を交付するものとし、 その交付については、鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規 則」という。)及び鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱(平成26年12月 18日制定。以下「交付要綱」という。)に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

- 第2条 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類のうち,交付要綱第4 条第2項第5項に定める書類は次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書の附票(別記第1-1号様式)
 - (2) 保育士等給与費明細書 (別記第1-2号様式)
 - (3) 介護事業所内保育施設の保育料金が規定された規則等の書類
 - (4) 介護事業所内保育施設の運営収支状況調査票(別記第1-3号様式)
 - (5) 介護事業所内保育施設設置介護事業所決算状況調査票(別記第1-4号様式)
 - (6) 24時間保育実施計画書(別記第1-5号様式)(24時間保育を実施する介護事業所に限る。)
 - (7) 病児等保育実施計画書(別記第1-6号様式)(病児等保育を実施する介護事業所に限る。)
 - (8) 前々年度の介護事業所内保育施設設置事業所等決算書
- 2 補助金等交付申請書の提出期限は、知事の指定する日とし、その提出部数は1部とする。

(補助事業の内容等の変更)

- 第3条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は,交付要綱第7条第1項に定める とおりとする。
- 2 規則第7条第1項の規定により補助金等変更申請書に添付すべき書類のうち、交付要綱第7条第2項第4号に定める書類は次のとおりとする。
- (1) 事業変更計画書の附票(別記第1-1号様式)
- (2) 保育士等給与費明細書(別記第1-2号様式)
- (3) 24時間保育実施変更計画書(別記第1-5号様式)(24時間保育の内容に変更があった場合に限る。)
- (4) 病児等保育実施変更計画書(別記第1-6号様式)(病児等保育の内容に変更があった場合に限る。)

(実績報告)

- 第4条 規則第13条の補助事業等実績報告書に添付すべき書類のうち,交付要綱第11条第2項 第9号に定める書類は次のとおりとする。
 - (1) 事業実績書の附票(別記第1-1号様式)
 - (2) 保育士等給与費明細書(別記第1-2号様式)

- (3) 24時間保育実施実績書(別記第1-5号様式)(24時間保育を実施する介護事業所に限る。)
- (4) 病児等保育実施実績書(別記第1-6号様式)(病児等保育を実施する介護事業所に限る。)

(基準額)

第5条 交付要綱別表1「介護事業所内保育所運営費補助事業」の項,「基準額」の欄における負担能力指数及び病児等保育については、別添のとおりとする。

(事業者の義務)

第6条 事業者は、施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令 第63号)を尊重するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成28年6月28日から施行する。

「鹿児島県介護事業所内保育所運営費補助事業」における 負担能力指数及び病児等保育について

- 第1 負担能力指数の算出方法については、以下のとおりとする。
 - 1 負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の介護事業所等決算における当期剰余金を、補助を受けようとする年度の介護事業所内保育所運営費に係る設置者 負担額(介護事業所内保育所運営費補助金交付前の額)で除した数値とする。

ただし,介護事業所内保育所運営費は,介護事業所内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

標準経費 =保育士等の数 × 標準人件費 + その他の経費

注)(1) 保育士等の数は、当該年度の4月1日(土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。)現在の介護事業所内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める介護事業所内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数で除して得た数値(小数点第2位を四捨五入する。)とする。

ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあっては2人、B型にあっては4人、B型特例にあっては10人を下回る場合は、当該介護事業所内保育施設の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

- (2) その他経費は、介護事業所内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの県が認めた額とする。
 - ただし,借入金の返済,土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の 職員の給食費等介護事業所内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとす る。
- (3) 標準人件費は、以下に定める介護事業所保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。
 - ○介護事業所内保育所に係る標準経費の算出に用いる保育士等の算出基準児童数 2 6 Å
 - ○介護事業所内保育所に係る標準経費の算出に用いる標準人件費 年額3,186,000円

(計算式)

補助を受けようとする年度の前々年度の保育所運営介護事業所の剰余金(収益-費用)

負担能力指数=

標準負担額と運営費見込額から保育料収入額を控除した額を比較して少ない額

4月1日現在の在籍児童数

※ 標準負担額=3,186,000円 ×-

2.6

- ※ 社会福祉法人における「剰余金(収益-費用)」については、平成26年度決算(平成27年3月31日)までは、旧会計基準における「当期活動収支差額」を、平成27年度決算(平成28年4月1日)以降は、新会計基準における「当期活動増減差額」をそれぞれ適用すること。
 - 2 保育料収入相当額は、24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。また、 保育料収入相当額の算出にあたっては、対象となる上限の人数は、表1のとおりである。

表 1 上限人数

衣 1 上限八多	
種別	保育児童
A型	4人
A型特例	1人
B型	10人
B型特例	18人

3 負担能力指数による調整率は、以下の表のとおりとする。ただし、介護事業所内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあっては、最上位の率(0.7)とする。

負担能力指数	調整率
5 未満	0. 7
5以上20未満	0. 5
20以上	0. 3

第2 病児等保育の実施に係る基準については、以下のとおりとする。

1 対象児童

- (1) 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な介護事業所内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、 事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童
- (2) 保育所に通所している児童ではないが、上記(1) と同様の状況にある児童(小学校低学年児童等を含む。)。

2 対象疾患等

感冒,消化不良症(多症候性下痢)等乳幼児が日常罹患する疾患や,麻疹,水痘風疹等の感染性疾患,喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態について医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて保育できるものとする。

3 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けることとする。また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であることとする。

4 職員配置等

- (1) 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。 なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配 置を基本とすること。
- (2) 児童の受け入れに当たっては、当該医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。
- (3) 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。
- (4) 他の児童への感染の防止に配慮すること。

5 利用事務手続等

- (1) 利用事務手続については、実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、 弾力的な運用を図ること。
- (2) 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。 ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後 であっても差し支えないものとする。

6 保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。(ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げない。)

7 その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に,市町村等の保育担当部局や 施設周辺の保育所等と情報交換を行い,実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うも のとする。